

●教科書制度の各国比較

(日本は、平成16年11月・財団法人教科書研究センター作成の『新・日本の教科書』より抜粋)  
 (日本以外は、平成12年3月・財団法人教科書研究センター作成の『諸外国における教科書制度及び教科書事情に関する調査研究報告書』より抜粋)

国名(検定の有無)	スウェーデン(自由採択)	イギリス(自由採択)	アメリカ合衆国(選定もしくは自由採択)	フランス(認定)	ドイツ(検定)	日本(検定)
カリキュラム(教育課程)の基準	国が、基礎学校(初等教育学校と前期中等学校)と高等学校(後期中等学校)の教育課程の全国基準(各学校で設けるべき教科の種類、主な内容、週当たり授業時間数)を作成している	国の教育省が公営の義務教育諸学校のために全国共通カリキュラム(各学校が設けるべき10の必須教科について、その内容と学習到達目標)を定めている	各州の教育局が初等中等学校の教育課程の基準を「学習指導要領」の形で定めている。各学校の設けるべき教科の種類や、中等学校の卒業に要する教科別の単位数などを、教育法で定めている州が多い	国民教育省が初等中等学校の国家基準である学習指導要領(各学年で設けるべき教科の種類、各教科の主な内容、週当たりの授業時間数など)を定めている	各州の教育省が初等中等学校の学習指導要領(教科の種類や、週当たり授業時数など)を定めている	文部科学省が、初等中等学校の学習指導要領(教科・科目の種類や単位数、授業時間、主な内容など)を定めている
教科書の作成・発行	民間の出版社(国の教育課程基準に配慮)	民間の出版社(全国共通カリキュラムや中等教育修了資格試験項目などに配慮)	民間の出版社(より広く採用されることをめざし、各州の教育課程基準などを参考)	民間の出版社(学習指導要領に基づき作成。直接の規制なし)	民間の出版社(法令に基づき編集し、検定を申請)	民間の教科書発行者(学習指導要領や教科用図書検定基準などに基づいて作成し、検定を申請)
検定基準	なし	なし	なし	なし(道徳や憲法・法律に違反しているとみられる部分が発見された場合には、国民教育大臣は「国民教育高等審議会」に審議を求めることとなっている)	各州で定めている(①内容が寛容・公正・人間の尊厳の尊重などの規範に合致していること、②科学の発展に対応していること、③学習指導要領に示された諸原則を逸脱していないこと、など)	文部科学省が教科用図書検定基準(各教科について、①範囲及び程度、②選択・扱い及び組織・分量、③正確性及び表記・表現)を定めている
検定(選定・認定)の担当者	なし	なし	教育専門家(教員・教育行政官・学者など)と一般市民からなる、特別委員会	国の視学官、師範学校の校長・教授・小学校教員、市町村の学務委員(いずれも複数)などからなる、教科書認定委員会	教育大臣の委嘱を受けた審査員(氏名の公表なし、通常はそれぞれの教科書について2~3人)、審査委員会を設けている州もある	文部科学省の常勤職員である、教科書調査官(大学・高専等の教職経験者)
教科書の執筆者	(不明)	現職の初等中等学校教員、高等教育機関の教員、教育研究機関の専門職員など	主として初等中等学校の教員や大学教員	中央・地方に勤務する国民教育省の視学官や大学教員が多い	(不明)	大学教員や現場の教員
教科書の採択	各学校が自主的に行う(出版社は、社員を教員集會に派遣し自社発行教科書を展示したり、教員向けの新聞に広告を載せたりして、PRに努めている)	地方教育当局の責任とされているが、実際には、各学校の校長が教員との協議のうえ決定している	多くの州では、州が作成した選定教科書のリストのなかから、各学区が適当な教科書を採択している。一部の州では、学区が採択している	公立小学校の教科書は、各県が認定した教書リストのなかから、各学校が採択する。公立中学校および私立初等中等学校の教科書については、各学校の自由に委ねられている	初等中等学校の教科書は、検定に合格した教科書のなかから、各学校または市町村の教科書委員会が採択する	検定に合格した教科書のなかから、公立学校の教科書は市町村教育委員会が採択し、国立・私立の学校は校長が採択する。高等学校(後期中等学校)の教科書の採択方法については、法令上の具体的な定めはない
教科書の供給	高等学校も含め無償貸与(一部は無償給与)	公営学校(義務教育以降も含む)は無償貸与、私立私営は有償	大半の州で、公立の初等中等学校は無償貸与	義務教育学校(小学校及びコレッジ)は無償貸与。後期中等学校(リセ)は有償	公私立の初等中等学校に無償貸与(一部の州で無償給与)	義務教育諸学校の教科書は、無償給与。高等学校(後期中等学校)は有償
無償教科書の経費負担	市町村	地方教育当局	(不明)	小学校は市町村。前期中等学校は国	公立学校では、①学校設置者(郡または市町村)が負担する場合、②州が負担する場合、③学校設置者と州が分担する場合に分かれる	国